旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ

（障害などを理由に子どもができなくなる手術を受けた方）

一時金 320万円 支給のお知らせ

○　昭和２３年９月１１日から平成８年９月２５日までの間に、旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ、国から一時金３２０万円が支給されます。

○　一時金３２０万円の支給を受けるためには、ご本人からの請求が必要です。

○　滋賀県にお住まいの方は、滋賀県の相談窓口にお問い合わせください。

【滋賀県旧優生保護法一時金受付・相談窓口】

(大津市京町四丁目1番1号滋賀県庁新館2階 子育て支援課内)

☎電話番号　０７７－５２８－３５６７

ファックス番号　０７７－５２８－４８６８

メールアドレス　boshihoken@pref.shiga.lg.jp

受付時間　午前８時３０分～午後５時１５分

土日祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く

ご相談は、電話、ファックス、メールで受け付けています。

面談をご希望の場合は、事前にご希望の場所と時間を教えてください。

また、必要な配慮（手話通訳、要約筆記など）についてもご連絡ください。

旧優生保護法一時金支給法について

○ 平成３１年４月２４日に施行されました。

○ 法律には、旧優生保護法の下、多くの方々が、優生手術などを受けさせられ、心と体に大きな苦痛を受けられたことに対し、我々は、それぞれの立場において、心から反省し、深くおわびすることが書かれています。

○ 法律にもとづき、優生手術などを受けた方に一時金３２０万円が支給されます。請求期限は、令和11年４月２３日まで（法改正により、請求期限が５年延長されました。）です。

法律の概要を動画（手話通訳あり）で見ていただけます。（厚生労働省作成）

一時金の請求手続について

1 請求から一時金支給までの流れ

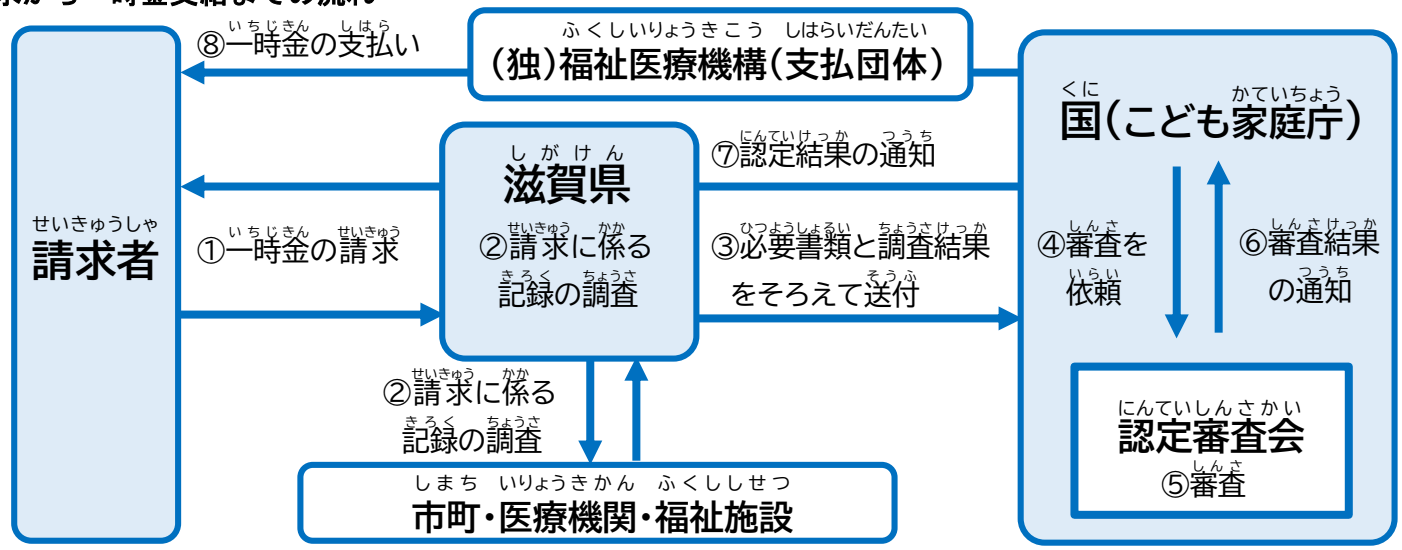

※ 残っている記録等により一時金の支給対象者であることがわかる場合は、④～⑥は省略されます。

2 請求に必要な書類

□ 請求書（様式１）

□ 住民票の写し など（請求者の氏名、住所または居所を証明する書類）

□ 通帳の写し など（一時金を受け取る口座番号・金融機関・支店名がわかるもの）

□ 医師の診断書※（様式２）、診断書作成にかかった費用が記載された領収書（様式３）

※ 現在、優生手術などを受けた際の手術痕が残っているかどうかについての医師の診断書です。優生手術などを実施した記録が残っていない場合には、一時金を認定するかどうか判断するための重要な資料になるので、できる限り提出してください。なお、心理的ストレスが大きいなど医療機関の受診が難しい場合には、提出を省略することができますので、相談窓口にご相談ください。

□ そのほか請求に係る事実を証明する資料　（例：障害者手帳、療育手帳、戸籍謄本、関係者の陳述書、都道府県や医療機関などから入手した優生手術の実施に関する書類など）

3 書類の提出先

〒520-8577 大津市京町四丁目１番１号　滋賀県庁新館２階　子育て支援課（郵送での提出も可能です）

提出書類の様式１～３は、滋賀県のホームページからダウンロードできます。

また、郵送でご自宅などへお送りすることもできます。詳しくは、相談窓口にお尋ねいただくか、滋賀県ホームページをご覧ください。

滋賀県　優生手術　検索